

千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議（令和2年度第2回） 議事要旨

- 1 日 時 令和2年7月28日（火） 14:00～15:00
- 2 会 場 千葉市中央コミュニティセンター 43会議室
- 3 出席者 まるめろ 笠原氏（代理）、支援センターはなみがわ 松山委員、
畑町ガーデン 山田委員・近藤氏、地域生活支援センターふるる 染谷委員・児玉氏、
若葉泉の里 小川委員・伊藤氏、中野学園 菅野委員、
ディアフレンズ真砂 石野委員、リべるたす 伊藤氏・竹嶋氏、
トータル介護サービスアイ株式会社 土屋委員、
精神保健福祉課 内山主査
障害福祉サービス課 窄口主査・荒井主任主事

4 議事要旨

報告事項（1）各地域部会より

各地域部会の報告書のとおり。

協議事項（1）10月からの相談支援体制について

窄口主査 資料「令和2年10月の相談支援体制の見直しについて」に沿って説明を行う。

（主な内容）

- ・D型障害者相談支援事業及びC型知的障害者生活支援事業は廃止し、現在利用している利用者は、引き続き基幹相談支援センターで対応する。
- ・地域生活支援拠点事業は、現在中野学園1か所で実施しているが、10月から2か所の増設に向け、市で調整を行っている。
- ・地域自立支援協議会は、運営事務局会議の運営主体が「市直営」から「各区基幹相談支援センター」の輪番制に変更となる。また、各区相談支援事業所意見交換会は、これまではD型障害者相談支援事業を実施している事業者により2月に1回開催されていたが、10月からは各区基幹相談支援センターにより毎月開催に変更となる。また、基幹相談支援センターは、計画相談支援事業所への支援が主な業務の一つとなり、計画相談支援事業所が特定事業所加算を取りやすい体制整備を考えたときに、意見交換会や事例検討会の機会をなるべく増やすことが重要になると考えている。併せて、委員構成の見直しも調整している。

（質問等は無し）

窄口主査 資料「令和2年10月基幹開設までのスケジュールについて」に沿って説明を行う。

近藤氏 C型知的障害者生活支援事業の利用者を基幹相談支援センターに引き継ぐ方向性ということだが、C型と基幹相談支援センターとでは支援の内容が違う部分があり、利用者にとって不利益とならないよう基幹相談支援センターではできない部分の支援について、個別に契約することは可能か。

窄口主査 それは問題ない。

伊藤氏（若葉泉の里） 8月の地域の関係機関へのPRと挨拶回りに使用する資料について、各基幹相談支援センターで作成するのか市で作成するのか、確認したい。

窄口主査 基本的には先日お示ししたチラシをベースに各法人で作成していただいて構わない。しかし、もし統一してやったほうが良いということであれば、これから調整をしていく。お示ししたチラシは市民向けのもので、例えば事業者向けに周知する場合、内容を変えたほうが良いかもしれない。

伊藤氏（若葉泉の里） 先日示されたチラシを使用して構わないという理解でよろしいか。

窄口主査 構わない。各法人で作成した資料を作成し配付したいということであれば、こちらで確認することもできる。

染谷委員 先日示されたチラシに千葉市のロゴが入っているが、加工してもよいのか。

窄口主査 このロゴ入りのチラシを加工したいということであれば、事前にご相談いただきたい。

染谷委員 千葉市のロゴが入っていると、千葉市の取り組みだというのが一目でわかるため、このロゴがあるのとないのでは全く違うと感じている。

別の質問となるが、利用者は委託相談から基幹相談支援センターへ引き継ぐということになると思うが、居住地を基準としてその方の支援を実施するという考え方でいくと、居住地の基幹相談支援センターが担当ということでしょうか。

例えば、市外のGHなどのサービスを利用されている居住地特例の方で、支給決定は美浜区という方で計画相談がついている場合、その方のバックアップを継続的に基幹相談支援センターが実施する必要がある場合、どのように引き継げばよいか。

窄口主査 居住地特例の方への支援方法は細かく詰めていなかったが、計画相談がついている方については、利用者に移管する際に整理していただきたい。また、8～9月の引継期間で、委託相談で継続して支援している利用者で計画相談がついていない方も移管することとなる。

染谷委員 移管に関しては了承した。バックアップが必要な利用者への支援は、支給決定を行っている基幹相談支援センターが実施する方向でよいか。

窄口主査 基本的には本人の所在区（支給決定を行っている）の基幹相談支援センターがバックアップすることを想定している。

染谷委員 市外の場合は、市外の基幹相談支援センターが関わるのが一番いいパターンだが、ケースバイケースのこともでてくるのではないか。

石野委員 基幹相談支援センター開設までのスケジュールの件で、8月から地域の関係機関へのPRということが示されている。イメージは理解できるが、委託相談から基幹相談支援センターへの継続支援ケースの引継ぎや基幹相談支援センター同士でのケース移管も出てくると思う。以前運営事務局会議でも話が出ていたと思うが、委託相談に併設されている計画相談に利用者が多くいる現状が今のところまだ変わっていない状況の中で、基幹相談支援センターとしてどれくらいのことができるか不安がある。

やりたいことのイメージを持っているが、委託相談併設の計画相談で抱えている利用者移管のスケジュールが示されていない。これは基幹相談支援センター受託法人でやるという考え方なのか、市の課題として一緒に考えていただけるのか、教えてもらいたい。

窄口主査 計画相談を多く抱えているため、基幹相談支援センターとしての業務の見通しがたたない段階でいろいろPRした結果、基幹相談支援センターとして対応ができなくなることを懸念しているということか。

石野委員 今以上に頻発するのではないかと思う。その点についてはどのように考えているのか。

窄口主査 これに関しては各法人で事情が違うのではないか。特に市のほうでここまではやるといえることはないため、各法人で無理のないようなレベルでやっていただきたい。

石野委員 8月の計画相談支援推進事業補助金制度の公表のタイミングで、委託相談で受けている計画相談からの移管に補助金を付けることでケース移管をやっているというスタンスだったと思うので、それを踏まえて持っているケースを地域に移管していく体制をとりたいと考えている。混乱がないようにはしたいが、地域によってはどれくらい受け皿があるのかというと、あまり多くはないかなと今のところは思っているので、不安はある。

小川委員 地域の計画相談に基幹相談支援センターができるということがあまり知られていない現状がある。補助金がもらえるというのであればケースを受けたいというところもあるかもしれないので、計画相談支援推進事業補助金制度を10月の時点ではなく、もう少し早い段階で地域の計画相談に知らせたほうが良いと思う。市としてはいつごろに周知する予定なのか。

窄口主査 近日中に公表できる見込みである。補助金制度を公表する時には基幹相談支援センターからのケース移管を促進できるよう案内する。

小川委員 事業所によって抱えている件数は違うと思うので、石野さんの心配もあると思うが、法人の中で何件移管ケースがあって、それをどれくらいのペースで移管していくのかを相談しながら進めていかないと、受け皿がないために移管ができない事態が生じる恐れがあるため、ケースの移管は慎重に進めてもらいたい。また、基幹相談支援センターが開所しても市民が利用できない事態は避ける必要があるのではないか。

染谷委員 ケースを手放していかないと話が進まないのは当然であるが、法人ごとに取り組み方は異なってくるのではないか。委託相談がなくなる代わりに基幹相談支援センターができるのでご安心くださいということを市民の方には伝えるべきだと思う。

窄口主査 PRの時期は8月から始めていいと示しているだけで、9月からでも10月の開設のタイミングでもよいと考えている。

染谷委員 先日連絡いただいたチラシなどが8月中に固まるのであれば、資料を整えて9月から一斉に開始するとした場合、アナウンスする方法・内容のうちこれだけ押さえておこうということをこの場で共有しておくこともできるのではないか。

石野委員 今まで我々が委託相談を受託してきた中で、市民の方や地域の関係機関から「委託相談ってなにやっているのか」と言われてきた。そのような中で、染谷委員が発言された基幹相談支援センターはなにをやっていくのか、市民に対してどういうことができるのか、関係機関に対してどういうことをやっていくところなのかなど、お伝えすべきことを共通のチラシとして作成することで、適切に基幹相談支援センターを周知する効果が出るのではないか。

窄口主査 市民向けのチラシとしてはほぼそれで確定になると思う。それとは別に事業所向けのものを、もう少し基幹相談支援センターの相談支援以外の業務内容、例えば自立支援協議会をやる

とか計画相談事業所の後方支援をすとか、そういった内容を入れたものを作り、皆さんにもご意見をいただいて決めるということでしょうか。

(一同意義なし)

伊藤委員（りべるたす） 10月までの間は基幹相談支援センターとは書けないけれどもご挨拶回りをするにあたって、基幹相談支援センター開設準備室用の名刺を作ろうと思っていたが、他事業所の状況を知りたい。

伊藤委員（若葉泉の里） 10月以降に配付する名刺の書式などあるのか。また、法人名を掲載することはできるのか。

窄口主査 持ち帰り検討する。

染谷委員 仕様書（案）において基幹相談支援センターの看板を設置しなければならないとある。具体的な仕様は決定したか伺いたい。

窄口主査 後日お知らせする。

以上